

独立行政法人国立高等専門学校機構における行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第130号

制 定 平成30年 2月26日

一部改正 平成31年 2月28日

一部改正 令和 元年11月 8日

一部改正 令和 4年 3月11日

一部改正 令和 4年 7月14日

一部改正 令和 6年12月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号。以下「個人情報管理規則」という。）第17条の3第2項に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法令等との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報管理規則その他の関係法令等の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において「個人情報」、「個人識別符号」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「本人」、「匿名加工情報」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、それぞれ個人情報保護法第2条及び同法第60条に規定するものをいう。

2 「行政機関等匿名加工情報取扱事業者」とは、行政機関等匿名加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 独立行政法人等

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

(提案の募集)

第4条 理事長は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、機構が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿（個人情報保護法第75条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）に次条第1項に掲げる提案の募集をする旨の記載があるものに限る。以下同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

2 理事長は、提案の募集に関し必要な事項を、あらかじめ公示するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第5条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、理事長に対して、当該事業に関する提案書（別紙様式1。以下「提案書」という。）を提出するものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 第1項の提案書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第1項の提案をする者（以下「提案をする者」という。）が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別紙様式2）

二 提案書に記載の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

4 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため機構が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか、機構が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 理事長は、提出された提案書、第3項又は第4項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の

提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- 一 未成年者
- 二 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又は個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 五 個人情報保護法第118条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- 六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第7条 理事長は、第5条第1項の提案を審査する場合は、当該保有個人情報を保有する総括保護管理者に当該提案が個人情報保護法第112条第1項各号に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合するかどうかの意見を求めることができるものとする。

第8条 理事長は、第5条第1項の提案が基準に適合すると認めるときは、審査結果通知（別紙様式3）により、当該提案をした者に対し、機構との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。

2 理事長は、第5条第1項の提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知（別紙様式4）により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 理事長は、個人情報ファイル簿に意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある個人情報ファイルに係る第5条第1項の提案については、当該提案に係る個人情報ファイルに、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び当該独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、前条第1項の通知をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該提案に係る個人情報の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 理事長は、前項によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の通知に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が情報公開法第5条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を情報公開法第7条の規定により開示しようとするとき。
- 3 機構は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が第5条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなす。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書（別紙様式5）及び同契約の締結に関する書類を理事長に提出し、第13条に規定する手数料を納付することにより、機構との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

- 第11条** 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 前項の規定は、機構から行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

- 第12条** 個人情報保護法第115条の規定により個人情報ファイル簿に行政機関等匿名加工情報の概要等が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、理事長に対して、当該事業に関する提案書（別紙様式6）を提出するものとする。当該行政機関等匿名加工情報について第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 第5条から第8条まで及び第10条の規定は、前項の規定により提案する場合に準用する。この場合において、第8条第1項中「審査結果通知（別紙様式3）」とあるのは「審査結果通知（別紙様式7）」と、同条第2項中「審査結果通知（別紙様式4）」とあるのは「審査結果通知（別紙様式8）」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第13条 第10条（前条第2項の規定において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなけ

ればならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 第9条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）
 - 二 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - 三 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 前条第2項において準用する第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 第10条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前号の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - 二 第10条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
- 3 前2項の手数料は、機構が指定する銀行口座への振込、現金、小切手又は郵便為替証書等により納付するものとし、納付にかかる銀行振込手数料等は納付する者の負担とする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第14条 理事長は、第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第6条各号（第12条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第15条 総括保護管理者（個人情報管理規則第5条に規定する総括保護管理者をいう。以下同じ。）は、個人情報保護法第107条第2項及び第113条の規定（同法第116条の規定により同法第113条の規定を準用する場合を含む。）により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から個人情報保護法第110条第2項第七号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認するものとする。

- 2 機構から行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第11条第1項の規定により行った加

工の方法に関する情報(以下この条及び第17条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の取扱いに係る業務の委託を受けた者は、行政機関等匿名加工情報等の漏えいを防止するため、次に掲げる基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規則を整備し、当該規則に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報保護委員会への報告)

第16条 総括保護管理者は、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会(個人情報保護法第127条第1項に規定する個人情報保護委員会をいう。)に報告しなければならない。

- 一 契約相手方が第14条各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき。
- 二 前条第2項の報告を受けたとき。

(教職員の責務)

第17条 教職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

(従事者の義務)

第18条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 一 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する教職員等又はこれらの職にあった者
- 二 第15条第2項の受託業務に従事する者又は従事していた者

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第19条 総括保護管理者は、個人情報ファイルが個人情報管理規則第2条第6項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に個人情報保護法第108条に掲げる事項を記載しなければならない。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年2月26日制定）

この規則は、平成30年2月26日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則（平成31年2月28日一部改正）

この規則は、平成31年2月28日から施行する。

附 則（令和元年11月8日一部改正）

この規則は、令和元年11月8日から施行する。

附 則（令和4年3月11日一部改正）

この規則は、令和4年3月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月14日一部改正）

この規則は、令和4年7月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月18日一部改正）

この規則は、令和6年12月18日から施行する。